## 水浴場水質判定基準(平成9年4月 環境省定め)

- 1. 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。
- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」 であるものを、「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。
  - 各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
  - 各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
  - 各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
  - ・これら以外のものを「水質C」とする。

区	項目分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水	不 検 出	油膜が認めら	2 mg/L以下	全透
	質	(検出下限	れない	(湖沼は	(1 m以上)
	AA	2個/100mL)		3 mg/L以下)	
	水	100個/100mL以下	油膜が認めら	2 mg/L以下	全透
	質		れない	(湖沼は	(1 m以上)
	Α			3 mg/L以下)	
可	水	400個/100mL以下	常時は油膜が	5 mg/L以下	1 m未満
	質		認められない		~50cm以上
	В				
	水	1,000個/100mL以下	常時は油膜が	8 mg/L以下	1 m未満
	質		認められない		~50cm以上
	С				
不適		1,000 個/100mL を超	常時油膜が認	8 mg/L超	50cm未満*
		えるもの	められる		
測定		付表1の第1又は第	目視による観	日本産業規格 K0102	付表2に定め
方法		2に定める方法	察	の 17 に定める方法	る方法

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。

透明度(\*の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。